

## 第4回阿蘇市議会会議録

- 1.平成30年8月31日 午前10時00分 招集
- 2.平成30年9月3日 午前10時00分 開会
- 3.平成30年9月3日 午後1時29分 散会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

### 出席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	4 番	谷崎利浩
5 番	園田浩文	6 番	菅敏徳
7 番	市原正	8 番	森元秀一
9 番	河崎徳雄	10 番	大倉幸也
11 番	湯浅正司	12 番	田中弘子
13 番	五嶋義行	14 番	高宮正行
15 番	古澤國義	16 番	阿南誠藏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	井手明廣	20 番	藏原博敏

### 欠席議員

なし

- 7.地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	阿南誠一郎	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	吉良玲二
土木部長	阿部節生	教育部長	市原巧
総務課長	村山健一	福祉課長	本山英二
農政課長	佐伯寛文	建設課長	中本知己
財政課長	山口貴生	教育課長	日田勝也
会計課長	大塚浩二	税務課長	藤井栄治
ほけん課長	藤田浩司	観光課長	秦美保子
住環境課長	古閑政則	市民課長	岩下まゆみ
まちづくり課長	荒木仁	内牧支所長	本田良治
波野支所長	加藤勇二郎		

- 8.職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石寄寛二	議会事務局次長	山本繁樹
--------	------	---------	------

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

- |        |          |                                  |
|--------|----------|----------------------------------|
| 日程第 1  | 報告第 12 号 | 専決処分の報告について                      |
| 日程第 2  | 報告第 13 号 | 専決処分の報告について                      |
| 日程第 3  | 報告第 14 号 | 専決処分の報告について                      |
| 日程第 4  | 報告第 15 号 | 専決処分の報告について                      |
| 日程第 5  | 議案第 59 号 | 阿蘇市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について      |
| 日程第 6  | 議案第 60 号 | 阿蘇市税条例及び阿蘇市手数料条例の一部改正について        |
| 日程第 7  | 議案第 61 号 | 平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について          |
| 日程第 8  | 議案第 62 号 | 平成 30 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について   |
| 日程第 9  | 議案第 63 号 | 平成 30 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について     |
| 日程第 10 | 議案第 64 号 | 平成 30 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について  |
| 日程第 11 | 議案第 65 号 | 平成 30 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について    |
| 日程第 12 | 議案第 66 号 | 平成 30 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について |
| 日程第 13 | 議案第 67 号 | 平成 30 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について     |
| 日程第 14 | 議案第 68 号 | 平成 30 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について     |
| 日程第 15 | 議案第 69 号 | 平成 30 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について     |
| 日程第 16 | 議案第 70 号 | 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について           |
| 日程第 17 | 議案第 71 号 | 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について        |

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（藏原博敏君） それでは、皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

それでは、早速議事に入ります。

#### 日程第 1 報告第 12 号 専決処分の報告について

○議長（藏原博敏君） 日程第 1、報告第 12 号「専決処分の報告について」を議題といたします。

市民部市民課長の説明を求めます。

市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました報告第 12 号、専決処分の報告につきまして、ご説明させていただきます。

議案書の 1 ページでございます。提案理由でございますが、本件は、平成 30 年 4 月 2 日、阿蘇市乙姫において発生した公用車の物損事故について、同年 7 月 13 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により報告をするものでございます。

2 ページの専決処分書のほうでございます。次のとおり損害賠償の額と、それに伴う和解事項を決定しております。

1、損害賠償の相手は記載のとおりでございます。

2、事故の詳細。平成 30 年 4 月 2 日、午前 9 時 20 分ごろ、阿蘇市乙姫 170 番地 2 付近の路上、市道祝乙姫線におきまして、市民部市民課の業務委託受託者が運転する公用車、塵芥車が停車していた乙の運転する車両に接触、甲に損害を与えた。

3、損害賠償の額。市は甲に対し 20 万 3,600 円を支払う。甲の損害額 20 万 3,600 円、市の過失割合 10 割でございます。

4、和解事項。本件事故に関して、今後双方とも裁判上、または裁判外において、一切異議申立及び請求を行わないことを確認しております。

少し補足をさせていただきます。生活ごみの収集運搬業務受託業者が塵芥車で内牧駅近くの市道を走行しておりましたところ、離合のため停車しておりました対向車の横を時速約 5 km 程度で通過しようとしたところ、左前方路上に停めてある自転車に気づきまして、衝突を避けようとしてハンドル操作を誤り、対向車と接触し、今回の事故に至ったものでございます。日ごろから委託業者には安全運転を心掛けるよう再三周知をしているところではございますが、再度改めて周知を行い、事故防止に努めてまいります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

#### 日程第 2 報告第 13 号 専決処分の報告について

○議長（藏原博敏君） 日程第 2、報告第 13 号「専決処分の報告について」を議題といた

します。

総務部総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村山健一君） おはようございます。

議案集のほう、3 ページ目になります。報告第 13 号、専決処分の報告について説明させていただきます。

本件の提案理由につきましては、平成 30 年 4 月 26 日、熊本市東区において発生した公用車の物損事故について、同年 7 月 10 日に示談が成立し、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づきまして専決処分をさせていただきました。同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

右側の 4 ページ目をご覧いただきたいと思います。専決処分につきましては、次のとおり損害賠償の額、また和解事項を決定させていただいております。

損害賠償の相手につきましては、記載のとおりでございます。

事故の詳細につきましては、平成 30 年 4 月 26 日、午後 4 時 35 分ごろでございましたが、熊本市の東区、健軍 1 丁目 5 番の市町村自治会館の駐車場、こちらのほうで経済部まちづくり課の職員が運転する公用車が駐車していた甲の車両に接触、損害を与えたというものでございます。

損害賠償の額といたしましては、市は甲に対し 8 万 2,825 円を支払うこととしておりまして、市の過失割合 10 割となっております。

和解事項といたしましては、本件事故に関して、今後双方とも裁判上、または裁判外において、一切異議申立及び請求を行わないことを確認するとしております。本件につきましては、初任者研修を 4 月に入りましてすぐにこちらのほうに職員を派遣したところですが、駐車場で公用車を移動する際に、駐車スペースに停めてありました相手方の車両にぶつけてしまったということでございます。何分、免許取り立てで不慣れた車両運転ということでございましたけれども、車幅感覚、またブレーキ、アクセル等に不慣れた部分がございます。こういったものにつきましては、十分な確認作業を行い、注意して運転するよう指導したところでございます。また、本田技研のほうに併設されております交通教育センターのほうにて、実技講習を 8 月に受けさせているところでございます。

度々こういった公用車の事故が発生しております。大変申し訳ございませんでした。

以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

19 番、井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） 19 番、井手です。

市の過失割合 10 割ということでございますが、前の塵芥車も同じですが、市のほうの車はどぎゃんもならなかったのか、被害はなかったのか、お尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 市のほうの車については、かすり傷程度で済んでおりまして、

タッチペンで補修するだけで済んでおりましたが、相手方のバンパーのほうを押し込んでしまっておりまして、これが外れたり、傷が入ったりという状況でございましたので、修理のほうをさせていただいているという状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

### 日程第 3 報告第 14 号 専決処分の報告について

○議長（藏原博敏君） 日程第 3、報告第 14 号「専決処分の報告について」を議題といたします。

経済部観光課長の説明を求めます。

観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） ただ今議題としていただきました報告第 14 号、専決処分の報告についてご説明します。

議案集の 5 ページになります。提案理由として、本件は平成 30 年 5 月 5 日、阿蘇山公園道路において発生した物損事故について、同年 7 月 4 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、第 2 条第 2 項の規定により報告するものです。

詳しくは 6 ページの表をご覧ください。

損害賠償の相手は、記載のとおりです。

事故の詳細。平成 30 年 5 月 5 日、午後 4 時 45 分ごろ、阿蘇山公園道路料金徴収所先路上において、甲の運転する車両が路面の穴に落ち込み、左側前輪のタイヤを損傷、甲に損害を与えたものです。

損害賠償の額、市は甲に対して 4 万 8,330 円を支払う。

甲の損害額 9 万 6,659 円、市の過失割合は 5 割です。

和解事項として、本件事故に関して、今後双方とも裁判上または裁判外において一切異議申立及び請求を行わないことを確認しています。

補足説明として、ゴールデンウィーク終盤に火口へ上る阿蘇山公園道路で起きた乗用車のパンク事故であります。維持管理を委託する担当者によると、連休前に穴を発見し、軽度な穴だったため砂利で応急措置を行っていた。しかし、連休 5 日間で 1 万台を超える車両が通過し、砂利をはじいてしまっており、穴も 4 cm ほどに深まっていたということです。

反省点といたしまして、毎日の施設点検での見落としと、初めから路面舗装材、合材等で手当すべきだったことが上げられます。所管課としても、深く反省をしているところです。現在は、施設のチェックを強化するとともに、破損箇所には適切な処置をするように努めています。

なお、損害額についてですけれども、パンクをした車両のタイヤは、ホイール部分大きい、タイヤ部分が薄い扁平タイヤでありまして、タイヤのみの交換ですが、こうした額になって

おります。

過失割合については、この日だけでも2,000台以上が通過している中で、この車だけがパンクしたということで、この過失割合も5割となっています。

今後、このようなことがないように努めてまいります。

以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 4番、谷崎です。

そのころは私も阿蘇山に登ったんですが、車が多いのはわかるんですけども、取り立てて穴があったようなあれはわからなかったんですけど、そんな大きな穴だったんですか。過失は市にあまりないんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） その日は、実は私も行ってございまして、私も正直気づかなかった。実は横断歩道が、環境省さんが写経ヶ橋ですね、阿蘇神社の裏側から出ている遊歩道を渡すために横断歩道があるんです。その横断歩道の間なんです。横断歩道のところに、白線のところの間に穴があったので、登り坂なので、確かに登りでチェックすると見落としがちです。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質問がないようですので、質問を終わります。  
以上で報告を終わります。

#### 日程第4 報告第15号 専決処分の報告について

○議長（藏原博敏君） 日程第4、報告第15号「専決処分の報告について」を議題といたします。

教育部教育課長の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（日田勝也君） おはようございます。

ただ今議案としていただきました報告第15号、専決処分の報告について、議案集の7ページをご覧くださいと思います。

提案理由でございますが、本件は平成30年5月23日、阿蘇市一の宮町宮地において発生しました物損事故について、同年8月1日に示談が成立、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

8ページの専決処分書をご覧くださいと思います。

市は、次のとおり損害賠償の額と、それに伴う和解事項を決定する。

1、損害賠償の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

2、事故の詳細でございますが、平成30年5月23日、午後4時50分ごろ、阿蘇市一の宮

町宮地 1669 番地の 2、これは阿蘇市立一の宮中学校東側の駐車場でございますが、こちらにおいてサッカー部の活動中、部員の蹴ったボールがフェンスを越え、乙の運転する車両に接触、甲に損害を与えたものでございます。

3、損害賠償の額。市は、甲に対し 12 万 9,845 円を支払う。甲の損害額 12 万 9,845 円。市の過失割合 10 割でございます。

4、和解事項。本件事故に関して、今後双方とも裁判上または裁判外において、一切異議申立及び請求を行わないことと確認をしております。

これにつきましては、部活動中ということで、学校管理下の事故でございます。サッカー場の西側につきましては、フェンスはありますがサッカー場が段下ということで、ある程度の高さがありましたが、防球ネットがなかったために、9 月補正にて防球ネットの工事を計上しまして、対策を講じていく予定にしております。今後、指導者にも十分注意をしていきたいと思っております。

ご審議方、よろしくお願いたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

13 番、五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） サッカーボールが当たって車が傷ついたということですが、どの程度の傷なのでしょう。この 12 万 9,000 円という、これは板金塗装した金額でしょうか。詳しいことをお願いします。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） ドア 1 枚の板金塗装に加えまして、それから代車代が含まれております。それで、少し高額になっております。

よろしくお願いたします。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

#### 日程第 5 議案第 59 号 阿蘇市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第 5、議案第 59 号「阿蘇市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） おはようございます。

ただ今議題とさせていただきます議案第 59 号、阿蘇市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。

議案集の 9 ページをお願いいたします。

まず、提案理由でございますが、本件は平成 31 年 2 月 1 日から個人番号カードを利用し

てコンビニエンスストアに設置されております多機能端末より印鑑登録証明書を交付できるようにすることで、市民の利便性の向上が図られるよう本条例の一部を改正するものでございます。

10 ページをお願いしたいと思います。新旧対照表でございますが、第 10 条に新たに第 5 項を追加いたしております。内容といたしましては、住民票等につきましては、証明書を交付する規定が法令で定められておりますが、印鑑登録関係につきましては、法令がございません。従いまして、国が定める印鑑登録証明事務処理要領に基づき、阿蘇市のほうでは条例を定めております。それに基づきまして、今回、その条例の整備を行うものでございます。

なお、今後、コンビニ交付に関する規則を別に定めるということにいたしております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。ただ今議題となっております議案第 59 号から議案第 71 号までの質疑は、ご承知のように会期中の日程に従って各常任委員会に付託をされます。従って、自己の委員会の件についての質疑はご遠慮いただきたいと思います。

それでは、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4 番、谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） これは、このコンビニエンスストアとかの機械によって印鑑証明とか、住民票とか、どこまでの範囲で出すのか。税務関係の名寄せとか、そういったのも出すのか。その範囲をまず教えていただきたいというのが一つと、料金はそのまま窓口と同じなのか。それともう一つは、市役所前とかにある普通の機械ですね、あれは同じようにマイナンバーで使えるようになるのか。その 3 点をお尋ねします。

○議長（藏原博敏君） 市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君） ただ今のご質問にお答えいたします。

まず、どこまでの交付の範囲かというところでございますが、市民課の部分に関しましては、今、部長のほうの説明申し上げました印鑑登録、それからコンビニで交付するものにつきましては、印鑑登録証明書、それから住民票の写しと戸籍関係でございます。所管ではございませんが、税務課分については、名寄せ等はコンビニでは交付はしないことになっております。

2 点目の料金についてでございます。現状、1 件、印鑑登録等につきましては 200 円で交付しております。金曜日の全協で説明をさせていただいて、今回、条例改正の上程をさせていただいております手数料改正によりまして、300 円の手数料改正を見込んでおりますので、それにつきましては、窓口、それからコンビニ交付も差を付けずに同額とする予定でございます。

3 点目でございます。市役所、それから内牧支所の玄関に設置しております自動交付機でもマイナンバーカードで交付を受けることができるかというご質問でございますが、こちらにつきましては、マイナンバーカードで利用することはできません。マイナンバーカードで利用できるのは、コンビニエンスストアの多機能端末のみでございます。



以上です。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

11 番、湯浅正司君

○11 番（湯浅正司君） 11 番、湯浅でございます。

これは、日本全国中取られるわけですかね。それと、時間帯なんかは決まっておりますか。朝何時から、夜は何時ごろまでとかですね。それを、すみません、よろしくお願いします。

○議長（藏原博敏君） 市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君） ただ今の質問にお答えいたします。

コンビニエンスストアの交付につきましては、先に条例のほうを提出しておりますけれど、これが実際来年 2 月 1 日から実施されることとなりますと、マイナンバーカードをお持ちの阿蘇市民の方は自分の住民票とか、印鑑登録証明書ですね、印鑑登録証明書の場合には、事前に印鑑の登録をしていただくということが大前提になりますが、その条件が整ってありましたら、阿蘇市管内はもちろんですが、全国どこのコンビニエンスストアからでも交付を受けることができるようになります。

それと時間につきましては、現在の自動交付機よりもかなり延長になります。現在、自動交付機のほうは午前 7 時から午後 7 時までになっておりますが、コンビニ交付のほうを始めますと、時間のほうが、住民票、印鑑登録証明書につきましては、午前 6 時 30 分から午後 11 時までとなっております。土日と同じでございます。ただし 12 月 29 日から 1 月 3 日の間は利用を休止いたします。

それから戸籍関係につきましては、開庁時間と同じ時間です。戸籍につきましては、これまで自動交付機では交付ができませんでしたが、コンビニ交付になりますと、こちらのほうも開庁時間にあわせて、8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで交付が可能となります。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 14 番、高宮正行君。

○14 番（高宮正行君） 14 番、高宮です。

個人番号カードを使ってコンビニで、個人番号カードに IC チップが入っていますけれども、あれを入れてコンビニなんかで取得をするということになると思いますが、個人番号カードの阿蘇市の取得率、これをもうちょっと上げないと、市民の方がコンビニで利用するというのもできませんので、当然、それがマイナンバーカードを使ってコンビニで取れるようになれば、当然、自動交付機、市役所の玄関の前にありますけれども、これも廃止の方向でいくと思うんですけども、そこらあたりをちょっとご説明お願いします。

○議長（藏原博敏君） 市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君） ただ今のご質問でございます。今日時点の阿蘇市のマイナンバーカードの交付率というのが、現在 2,841 枚、人口で割りますと約 10.69%でございます。これは、熊本県下の平均とほぼ同じでございますが、現在、自動交付機で使っています市民カードに比べると、まだまだ普及率が上がっておりません。今、議員が言われたとおり、今後の課題としては、マイナンバーカードの交付率を上げていくことが第一だと思っております。

す。

今後につきましては、課内でもできるだけ交付の機会を多くするというので、例えば週に一度、時間外の時間を延長して交付の業務を行う。それから、休みの日、例えば土曜か日曜日の日にちを設けて交付を行うなど、今後時間外による交付業務のサービスも検討しているところでございます。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 13番、五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） カードで全国どこでも取れると、それも長時間取れるということでは便利になると、反対に安全性の問題が非常に問われてくると思うんですよ。その安全性はどういうふうに確保するのか。そこら辺、お願いします。

○議長（藏原博敏君） 市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君） 安全性につきましては、マイナンバーカード自体には基本4情報しかカード自体には表記がしてございまして、コンビニエンスストアに行って機械にカードを入れまして、あとは銀行などのカード、それから自動交付機と同じでございまして、4桁の暗証番号、これを入力することで自分の情報を取りに行くということで、本人以外は、例えばコンビニエンスストアの従業員の方が取り出した情報を見たりすることはございませぬ。自分の、例えば印鑑登録証明書とかの交付を受けたあとは、その情報というのは消えてしまいますので、第三者がそれをのぞき見たりするということはありません。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

5番、園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 5番、園田です。

大変便利になるとは思うんですけども、機械の故障だとかメンテナンス、いろんなコンビニがあります。ローソン、セブンイレブン、ファミマと、そういうところの対応というのはどう考えていらっしゃいますか。

○議長（藏原博敏君） 市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君） 今のお尋ねでございますが、今、議員が言われましたような主なコンビニエンスストア、どこでも交付が受けられるようになるんですが、コンビニエンスストアの機械自体の故障というのであれば、その設置店舗のほうが対応なさいます。それから、システム上のメンテナンスというのは、当然突発的に起こる場合がありますので、先行して導入しているよその市町村のホームページとかを見ますと、早い時期からメンテナンスとかが必要な場合には、ホームページ等で予告をして対応しているようでございます。現在、熊本県下では、もう既に7つの自治体が導入しておりますが、特に大きな問題が発生したとは聞いておりませぬ。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 6 議案第 60 号 阿蘇市税条例及び阿蘇市手数料条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第 6、議案第 60 号「阿蘇市税条例及び阿蘇市手数料条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） おはようございます。議案第 60 号、阿蘇市税条例及び阿蘇市手数料条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

議案集の 11 ページからになります。お願いを申し上げます。

まず、提案理由でありますけれども、本件は手数料の適正化を図るため、現行の手数料を見直し、これを改定したいので、阿蘇市税条例及び阿蘇市手数料条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表 14 ページから付けさせていただいておりますので、基づいて説明をさせていただきます。

まず、背景についてでありますけれども、住民票等の写しの手数料、交付手数料、合併前、13 年前、以前から 200 円でこれまで推移してきているところでございます。昨年策定を行いました行政改革大綱におきましても、受益者負担の原則に基づきまして、手数料の見直し、適正化を明記しているところでございます。

こういった背景も踏まえまして、今般この手数料条例を改正するものとしていたしております。

まず、税条例につきましては、第 1 条として、手数料条例につきましては 15 ページからになりますけれども、第 2 条として表を作成いたしております。

まず、手数料条例のほうからご説明をさせていただきます。主な改正といたしましては、これまで 200 円の手数料を 300 円に引き上げる、併せて所要の改正を行っているものでございます。

まず、所要の改正といたしまして、15 ページ目、別表第 2、区分の横の列を見ていただきたいと思います。手数料の名称とこれまで記していた分を、手数料を徴収する事項と明記をいたしております。表の全部の改正を行いましたので、全部に下線が付いているところでございます。

まず、それでは手数料の額の改正について、具体的に説明を申し上げます。

まず 16 ページをお願いします。一番左の列、住民基本台帳と書いてある分です。住民基本台帳の閲覧につきまして、これにつきましてはこれまでは 1 人 1 時間まで 3,000 円、1 時間を超える場合には 1 時間以内ごとに 3,000 円、転記、書き写す場合には 1 人当たり 500 円を徴収する、そういうふうに記載がなされておりました。今回、閲覧につきましては、転記する場合、住民 1 人につき 300 円と額の改正をいたしております。これにつきましては、これまでの閲覧手数料、民間業者がダイレクトメールに利用することを目的に無秩序に閲覧、転記することを抑制するために金額を高額に設定をいたしておりました。しかしながら、住

民基本台帳法が改正をされまして、閲覧理由が制限された、こういったこともありまして、法で規制されましたので、今回 300 円という額にいたしております。

その下になります。写しの交付 1 通につきこれまで 200 円、郵便請求にあつては 300 円、家族世帯員の数によっては 5 名までは 1 枚で取れますけれども、6 名になりますと 2 枚に渡ります。2 枚目から 1 葉増すごとに 50 円、この規定を 1 通につき 300 円、そういうふうに変更をしているところであります。

17 ページ、住民票の記載事項の証明につきましても、同様の理由により 300 円に改正をいたしております。

18 ページになります。一番上の段になってきます。阿蘇市民カード、印鑑登録証明書の交付、これにつきましても 200 円を 300 円に改定を行います。

中段あたり、印鑑と書いてあるところですね。印鑑に関する証明、これにつきましても 200 円を 300 円に改定を行います。

19 ページをお願いを申し上げます。19 ページの中段から下になります。租税及び公課に関する証明、これにつきましても 1 件につき 200 円、1 葉、1 ページ増すごとに 50 円、この区分を今回 300 円に統一をさせていただいております。

その下、資産に関する証明、1 件につき 200 円、1 ページ当たり 50 円のところを、1 件につき 300 円、ここの部分だけ 1 葉増すごとに 50 円を残しております。資産証明につきましては、実際枚数が多い方、非常に多くなります。職員の作業も重なりますので 50 円は残しているところでございます。

その下、営業に関する証明、納税証明につきましても、200 円を 300 円に改正を行っております。

20 ページ、改正前の一番右の欄、一番上をお願いをします。登記につきまして、土地の登記事務 1 件につきこれまで 2,000 円といたしておりましたが、この事務につきましては合併後 1 件も発生しておりませんし、今後市が登記を行うような事務、発生することがまず考えられませんので、削除をいたしているところでございます。

地籍調査関係につきましても、多角点のところを 300 円に改正を行っております。

21 ページをお願い申し上げます。農地及びその他の証明といたしまして、これまでの 200 円の部分を 300 円に改定を行っております。改正の時期につきましては、平成 31 年 1 月 1 日を予定をいたしております。自動交付機の関係、年末の 31 日から 1 月 3 日まで自動交付機完全停止でございます。その他につきましては、毎日動いておりますので、住民関係との料金等のトラブル、設定のミス、そういったものを最大限防ぐためには、1 月 1 日が一番ベストということにいたしているところでございます。

ご審議をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（藏原博敏君） ただ今総務部長の説明が終わりましたが、先ほど議案を読み上げる際に「阿蘇市、税条例」と読むところを「阿蘇、市税条例」と読み上げてしまいました。訂正をさせていただきます。

それでは、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 4番、谷崎です。

今回の値上げについては、最近、国民健康保険税や学校関係の使用料、ナイターとかを含めてですね、そういったのが次々と上がっております。そして、実質収支で出ているように、11億円ぐらい使い切れない予算がある中で、住民に対する福祉が行き届いてない中で値上げということになりますので、ちょっと考えたほうがいいんじゃないか、時期をずらしたほうがいいんじゃないかと思うんですが、それを踏まえて質問いたします。値上げによる年間収入の見込み額はいくらぐらいで見込んでおられるか。

2番目に、1枚当たりの利益率は何%ぐらいで見えておられるか。

それと、手続きもいろんなことをやるのに、1枚だけじゃなくていろんな書類を取らなければなりません。手続き自体で何枚も取っていかないといけない事項も結構ありますので、国のほうに手続きの簡素化というのを求めていく用意はあるか。その点について、3点お尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） ただ今のご質問でございます。年間の費用につきましては、住民票などがおおよそ3万件ほど交付しております。従いまして、100円増加することで300万円ほどが増収の見込みと。それから、税に関する所得証明など、こちらにつきましては年間8,500件ほどということで、100円増することで約80万円、全体的に約400万円ほどが増収という形になることが見込まれております。

また、2点目にございました利益率に関しましては、特にこれで利益を得ておるとい部分ではございません。職員の人件費、それからペーパー代であったり、プリンター、それからパソコン等、出力に伴いますこういった電気代とか、いろいろ含めまして、これらを算定いたしましたところが、この300円相当が妥当であるという判断をさせていただいてるところでございます。先日の全員協議会の中でも資料をお配りいたしましたけれども、熊本県下でもほとんどの自治体が、この300円という基準を採用しているというところもございまして、今回の金額設定に至っているというところでございます。

また、手続きの簡素化につきましては、先ほど市民課長のほうが申し上げましたマイナンバーカード、いわゆる国のほうではマイナンバーということを導入することで、今まで住民票が必要であった事務、そういったものをわざわざ住民票を取って出すんじゃなくて、マイナンバーをこちらのほうで確認させていただきますというようなことで、わざわざ取らなくてもいいというようなことも国のほうでも進められております。そういったことで、国のほうでは、住民票を必要とするという事務を減らしているというところがございますので、そういったところがまた今後加速していくのではないかと考えているところがございます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 簡素化の件についてですけれども、もっともっと要望していただき

たいと思います。例えば免許証だったら表だけコピーすればいいのが、マイナンバーカードだったら表・裏コピーせんといかんとか、まだまだマイナンバーカード、使い勝手が悪いです。それがあれば、他の書類はほとんど取らんでいいような、そういった形になるように要望していただきたいと思います。その点、ご見解があれば。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） はい。手続きについては、簡素化されていくことが、議員おっしゃるよう大変喜ばしいことでございます。できるところから、そういった手続きが簡素化できるように、今後の検討をさせていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 7 議案第 61 号 平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 7、議案第 61 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（山口貴生君） おはようございます。ただ今議題としていただきました議案第 61 号、平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について、ご説明申し上げます。

別冊 1 の 1 ページをお願いいたします。第 1 条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 14 億 821 万 1,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 172 億 6,727 万 1,000 円といたしております。

第 2 条の地方債補正につきましては、6 ページをお願いいたします。上の表の追加とありますのは、今回補正予算のほうで計上したものについて、新しく起債を起こすものについて経営体育成基盤整備事業、他 1 件について新しく追加をいたしております。下の変更につきましては、事業費等の変更によりまして借入額の変更を行っているものでございます。

9 ページをお願いいたします。歳入でございます。款 10 地方交付税、項 1 地方交付税、目 1 地方交付税につきましては、平成 30 年度の普通交付税の確定によりまして 2 億 9,810 万 3,000 円を追加し、総額は 55 億 6,810 万 3,000 円となっております。

款 12 分担金及び負担金、項 1 分担金、目 9 災害復旧費分担金につきましては、農地災等の県営事業の増加によりまして分担金が増加しているところでございます。113 万円の追加でございます。

その下の項 2 負担金、目 2 民生費の負担金につきましては、上寿園と養護老人ホーム等の法措置費に伴います利用者の負担金の増加でございます。761 万 4,000 円を追加しております。

この款の 14 と款 15 につきましては、歳出のほうで説明をしたいと思います。

12 ページの款 16 財産収入でございます。項 1 財産運用収入、目 1 財産貸付収入でござい

ますが、今般、滝室坂道路工事につきましては、清水建設が受注しておるんですけれども、清水建設の宿舍用地として、内牧保育園の東側にあります旧教育委員会跡地の貸し付けを行っております。今年度の賃借料の収入として98万2,000円を計上いたしております。

その下の項2財産売却収入、目1不動産売却収入につきましては、旧黒川保育園の敷地、旧上寿園の敷地については一部、それぞれ1,041万3,000円、225万1,000円の売り払いを行っております。菊池赤水線の単県災害防除工事用地につきましては、二重峠の中途になるところでございますけれども、28万8,000円の売り払いでございます。最後の神楽苑敷地につきましては、滝室坂道路用地に神楽苑の敷地が一部かかりますことから、補償費も含めた金額として1,144万4,000円の収入となっております。

13ページをお願いいたします。中段からほぼ中ほどです。款18繰入金です。繰入金につきましては、今回繰越金がございましたので、それぞれ基金に繰り戻しを行うものでございます。

款18繰入金、項3財産区繰入金につきましては、坂梨財産区につきまして、平成29年度未執行分がございましたので、201万8,000円の繰り入れを行うところでございます。

14ページをお願いいたします。款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては、平成29年度の決算によりまして、8億3,884万5,000円の繰り越しを平成30年度の一般会計に繰り越すところでございます。

15ページをお願いいたします。一番下の歳入合計でございます。以上のような補正の結果、歳入では14億821万1,000円を追加し、総額で172億6,727万1,000円といたしたところです。

16ページをお願いいたします。歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費でございます。節22補償補填及び賠償金でございますけれども、先ほど菊池赤水線の単県災害防除工事で二重峠中途の牧野について一部売り払いを行っておりますので、定率を掛けた27万5,000円を、車帰原野管理組合に補償補填及び賠償金として支払うものでございます。

18ページをお願いいたします。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の節の19負担金補助及び交付金でございます。平成29年度も計上いたしましたが、復興関連ボランティアセンター等の運営と活動にかかります復興基金からの補助金でございます。阿蘇市では、社会福祉協議会が行いますボランティアセンターの運営に関わる分を240万円、活動に関わりますものを200万円補助いたすところでございます。

目3障害者福祉、節20扶助費でございますけれども、障害児通所給付費として5,050万円の増額を行っておりますが、近年、放課後デイ児童サービスとして、通所する子どもの数が増えておりますので、増額を行っているものでございます。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節13委託料でございます。説明の欄の1行目でございます。放課後児童健全育成事業委託料として656万4,000円を増額しておりますけれども、これも近年、学童保育に通う子どもの数が増えておりますことから、こうした増額を行っているものでございます。

19 ページをお願いいたします。目 4 児童福祉施設費の節 13 委託料でございます。先ほど、放課後学童クラブ等で子どもが増えていると申しましたけれども、阿蘇西小学校でもこういった子どもの数が増えております。現在、旧校長官舎のほうで事業を行っておりますが、手狭になっておりますので、阿蘇西小学校の低学年棟を改修して使いたいことから、今回委託料として 200 万円を計上しております。

その下の節 15 工事請負費につきましては、屋外危険困障対応工事として、山田保育園と乙姫保育園、大阪北部地震でブロック等の危険な塀があったかと思っておりますけれども、阿蘇市のほうでも調査を行いまして、保育園のほうでも 2 園存在いたしました。ですので、今申しました 2 園について対応工事をするものとして 250 万円を計上いたしております。

20 ページをお願いいたします。款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 6 環境政策費、節 19 負担金補助及び交付金でございます。専用水道施設整備事業補助金として 200 万円を計上しておりますけれども、これは阿蘇妻子ヶ鼻パークヒルに対しての補助金でございます。

目 10 阿蘇保健福祉センター管理費、節 15 工事請負費でございますが、阿蘇保健福祉センターには多目的トイレがございません。ですので、多目的トイレ 1 箇所を整備するにあたって 600 万円の工事請負費を計上いたしております。

21 ページをお願いいたします。款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費の節 19 負担金補助及び交付金でございます。説明の欄の 1 行目から新規就農者支援事業補助金につきましては、対象農家の増によりまして 282 万 2,000 円を増加しております。

3 項目目から 6 項目目の攻めの園芸生産対策事業につきましては、トマトハウスやアスパラハウスの単棟の耐風性ハウスの導入や自動灌水施設の整備につきまして、県 3 分の 1、市 6 分の 1 の補助率によりまして、それぞれここに書いております金額について補助を行うものでございます。

下から 2 項目目のくまもと土地利用型競争力強化支援事業補助金と産地パワーアップ事業補助金につきましては、県 2 分の 1 の補助でございます。土地利用型につきましては、農事組合法人がトラクターほか付帯設備導入についての補助金 839 万 2,000 円の補助でございます。産地パワーアップにつきましては、J A阿蘇がソバ乾燥調整施設を導入するにあたり、1,188 万 4,000 円の補助を行うものでございます。

22 ページをお願いいたします。同じ款項の目 13 畜産振興総合対策事業費、節 19 負担金補助及び交付金につきましては、いわゆるクラスター事業でございまして、今回 2 事業者が行います施設の整備につきまして 4 億 7,981 万 9,000 円の予算を計上いたしております。

目 14 中山間地域等直接支払事業費、節 19 負担金補助及び交付金につきましては、平成 30 年度の事業確定に伴いまして 2 億 4,995 万 1,000 円の追加を行っております。

23 ページをお願いいたします。款 6 商工費、項 1 商工費、目 3 観光振興費、節 13 委託料でございます。火山ガス調査業務委託料として 930 万円を計上いたしておりますが、観光客の安全確保と現状把握のために、現状の調査を行う必要があることから、外部への委託として 930 万円を計上いたしております。

目 7 特産物推進費、節 15 工事請負費でございます。説明の欄の 1 行目、先ほど歳入で申



しましたように、滝室坂道路用地として神楽苑の敷地が一部かかりますことから、樹木と看板については移設する必要がございます。この2つについて100万円を計上いたしております。下の屋外休憩所等設置工事につきましては、復興基金を使った事業でございます。現状神楽苑には屋外で休憩するスペースがございません。ですので、テント型の施設を整備するものとして740万円を計上いたしております。

24 ページをお願いいたします。ちょうど中から下のところですね、款7 土木費、項2 道路橋梁費、目1 道路維持費でございます。節15 工事請負費として、説明の欄にありますように社会資本整備事業につきましては予算が付きませんことから4,084万9,000円について減額を、ですのでこれに代わるものとして、この事業ではないんですけれども、6,970万円の追加を行っているところでございます。

25 ページをお願いいたします。項3 河川費、目1 河川事業費、節15 工事請負費でございます。管理河川の掘削と維持にかかります工事として1,700万円の追加を行ってございます。

項5 住宅費、目2 住宅建設費、節15 工事請負費でございます。市営住宅の万五郎や坊中南住宅でございますが、7棟分の解体工事について、626万5,000円を計上いたしております。

26 ページをお願いいたします。款9 教育費、項1 教育総務費、目2 事務局費、節13 委託料と節15 工事請負費でございます。各小・中学校防犯カメラ設置設計と設置工事とあると思いますけれども、これは山田小学校を除く全8校の小・中学校に防犯カメラを設置する委託料と設置工事について、60万円と1,031万3,000円を計上いたしております。

27 ページをお願いいたします。項2 小学校費、目1 小学校管理費、節15 工事請負費でございます。先ほど保育園のほうでも説明をいたしましたが、小学校についても2校、倒壊の恐れのある危険困障のものがああります。この工事と側溝の修理やトイレ改修費として947万円を計上いたしております。

項3 中学校費、目1 中学校管理費、節15 工事請負費につきましては、議案にございましたように、一の宮中学校に防球ネットを設置する工事として160万円を計上いたしております。

項4 社会教育費、目7 世界遺産推進費、節15 工事請負費につきましては、世界遺産推進を行います事務所の移転を役犬原小学校から旧中通小学校へ移転を行いますので、かかる必要な改修工事について122万9,000円を計上いたしております。

28 ページをお願いいたします。項5 保健体育費、目2 体育施設費、節15 工事請負費でございます。あびかとの宮総合運動公園の電気設備改修にかかります工事について1,826万2,000円を計上いたしております。

29 ページをお願いいたします。款10 災害復旧費、項3 公共土木施設災害復旧費、目1 河川等災害復旧費、節15 工事請負費でございます。説明の欄の1行目でございますが、現年発生しました災害復旧について、道路5件、河川2件の工事として3,250万円を計上いたしております。

3 項目目の災害関連公共土木施設改修工事につきましては、復興基金の創意工夫分を使う

ものでございますけれども、花原川3号線の路盤の嵩上げと、その他市道の道路の舗装でございます。総額で2,000万円を計上いたしております。

30ページをお願いいたします。款13予備費でございます。今回の補正で2億4,786万1,000円を追加し、予備費につきましては2億8,306万8,000円となっております。

以上のような補正の結果、歳出でも歳入と同じように14億821万1,000円を追加し、総額で172億6,727万1,000円といたしたところでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） お諮りいたします。質疑のほうは休憩を挟んで行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、暫時休憩を行います。なお、11時10分から再開をいたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただ今から平成30年度阿蘇市一般会計補正予算についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番、五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 13番、五嶋です。

まず13ページの公用車公売収入、58万5,000円と出ておりますが、どういう売られたをしたのか。

それが1点と、19ページの阿蘇西小学校の放課後健全育成事業の整備で200万円と、屋外危険柵対応工事で250万円。工事の内容をですね。

それともう1点、27ページの中通小学校に文化遺産の事務所を移転するというので、122万9,000円という金額が出ております。事務所移転にどういう内容の工事をするのか、お願いします。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 今回の公用車の公売につきましては、教育委員会で利用しておりました、給食センターに「やまびこ号」という古い車があるんですけども、非常に老朽化が進んでおりクラッチが滑っておりましたが、その状態で廃車をしていくということで公売に掛けたところ、ある程度、リフトが付いておりました関係上、高い値段が付いております。それから、もう一つ、波野給食センターで使っておりました2t車の配送車でございますが、廃車して中通小学校のグラウンド整備に使っておりましたが、こちらのほうも廃車しております。この2台の廃車した車の公売代金でございます。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） それでは、19 ページの上のほうの児童福祉施設の委託料 200 万円、阿蘇西小学校放課後健全育成事業整備工事設計業務委託料ですけれども、これにつきましては先ほど財政課からありましたように、放課後児童クラブについて、今、阿蘇市では 4 箇所、5 クラブで運営をしております。そのうち阿蘇西小学校で行っている部分について、非常に今、手狭になっておりまして、昨年が 29 名でしたが、今が 44 名の登録者ということで手狭になっておりますので、今現在、校舎の建設のところ、低学年の校舎が残っております。4 教室ありますが、そのうち 2 教室を改修をして、今の 44 名、今後さらに増えると思いますが、その対応をしていきたいということで、来年工事をするところでございます。

それから、15 番の工事請負費の 250 万円、屋外危険困障対策工事ということで、これにつきましては先ほども説明がありましたように、ブロック塀の死者の件がありますので、今回、保育園の確認をしました。公立の 4 園に確認しましたところ、山田保育園が、これは所有が隣の方のブロックで、直接扱うことはできませんが、危険性があるということで、相手方と交渉はしておりますが、なかなかすぐにはということですので、防衛という形で一応倒れてきても安全性を確保するために、花壇等を設置して子どもたちがそこに近寄らないと。倒れてもそこまで終わってしまうという工事をしていきたいと。

それから、乙姫につきましては、当然フェンスの長さが 25m の所有物がありますが、もう既に揺さぶってもぐらぐらしております。非常に危ないものですから、フェンスに交換したいということでございます。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ご質問にありました旧中通小学校の事務所移転の経費の件でございますが、インターネットの回線引き込み、それから給排水、電気設備等の改修工事ということで 120 万円ほど予定をしているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 13 番、五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） 阿蘇西小学校、児童が増えていると。少子化、少子化言われよる中で、その増えている要因は何が要因なんでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） 児童クラブは、やっぱり放課後のお母さん方の就労、共稼ぎが多いということで非常に多くなっております。迎えに来られない、だから 1 年から 3 年生ぐらいがかなり多いということです。それから今後、部活動がなくなれば、さらにまた多くなるということで、そういうの見込んで今回改修を行います。

○議長（藏原博敏君） よろしいですか。

他にありませんか。

14 番、高宮正行君。

○14 番（高宮正行君） 高宮です。

18 ページの目 3 障害者福祉費、ここで障害児通所給付費として 5,050 万円補正が組まれておりますけれども、先ほど財政課長から増えておるということで話があったと思います。

具体的にこの通所場所ですね、何箇所あるのか。そして、今、対象の児童がどれくらいいるのか。そして、どういう基準でこれが通所しているのか。お答え願います。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） それでは、18 ページの中ほどの、障害児通所給付費についてご説明いたします。

今回、5,500 万円の補正ということで、累計で1億3,700 万円の予算となります。これにつきましては、子どもさん方の療育、知的の部分とか、そういった方が非常に最近多くなっておりまして、そういう方々が支援を受けられる場所として、今、阿蘇市内で4箇所あります。その4箇所については、今まで1箇所しかなかったんですけど、平成29年の4月から古城小学校のほうに災害後、1箇所新しくできまして、そのあと、また内牧に平成29年の9月から「ヴィーブル」という施設ができました。それから、やまなみ会の「のびのびハウス」というのが以前からあった部分が、今度は幼児の部分と小学校以上の部分で、2つ新たにまた障がいの部門を設置しましたので、合計4箇所ということで、やっぱり施設ができたことで、利用者が多くなったのも当然あるかと思えますし、それぞれ支援を受けなくてはならない方の、当然市が認定をします、医師の診断書を受けながらですね。この人はその支援が必要であるということで、そういう方が今現在186名おります。昨年が150名程度、それから平成28年度は100名程度で、もうみるみるうちに多くなっているということでございますので、そういった形でやっぱり今回5,000万円の補正が必要だとなりました。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14番（高宮正行君） 4箇所ということで通所しているということですがけれども、ここに通所するために、保護者から申し入れがあるわけですよね。もちろん、療育手帳を持っている子どもは当然行くと。その他に、こういった対象になるわけですか。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） これは当然言われましたとおり、手帳を持ってない方でも医師の診断があって、その中でやはり一般の子どもさん方と若干発達障害があると、今のうちに支援を受けて対処しなくてはならないという診断をいただければ、それを市のほうで提出をしていただいて、また現場に行つて、保健師とか療育センターの方々と一緒に行つて、判断をして登録をさせてもらっています。実際、そういう方がかなり今おるといふことで、今の数字になっております。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。3回目になります。

○14番（高宮正行君） これ、なぜ聞いたかと申しますと、療育手帳を持っている子どもの保護者からちょっと申し入れがあったということなんです。予約を取ろうと思つても、療育手帳を持っているのに予約が取れないという状況があったということなんです。噂によると、学童保育のほうで満杯で行けんからこっちに来るといふような話も、ちょっと噂が広がってございました。そういうことがありましたので、やはりこの通所という形で、何ていいますか、保険証じゃない、出すわけですよね、認定を。そのときに、やはり療育手帳を持っている子どもは優先に、とにかく行かせるというのは当たり前だろうと思つています。当然、多動性

とか、いろいろ今障害を持った、発達障害とか、療育手帳を持たなくてもそういった子どもが多くなっているというのは現実だろうと思います。しかし、やはり療育手帳を持っている子どもが予約を取れないという状況は、解消していただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） 今、市議が言われましたとおり、非常に人数が多い中で施設の定員が 10 名なんですよね、4 施設 40 名ということになりまして、非常に予約が取れないという方、私たちも現場で話を聞いております。しかしながら、登録は行政がしますけど、あとの利用は施設側と申込者がありまして、申込者が前持ってインターネット等で予約をするわけですよね。だから実際、頻繁に使う方もおりますし、なかなか予約が遅れて取れない人もおります。その辺の事情は各施設にはちゃんと私たちも要望を出して、ある程度幅広く支援を求められる人が当然、いろんな差がありますから、特に必要な方もあれば、頻繁じゃなくても何日か行ってほしい方もおりますけど、その辺は考慮しながらお願いしますと現場には言っております。ただ、今言われましたとおり、非常に予約があれば、その予約を断って違うの入れるというのも、施設としてはなかなかできないというのも聞いておりますし、今後、現場のほうで私たちも努力して、必要な方がちゃんと受けられるようにしていきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

11 番、湯浅正司君

○11 番（湯浅正司君） 3 点お聞きしたいと思います。

まず、22 ページの畜産振興総合対策事業費 4 億 7,000 万円ですね。これ、この内容と、これは畜舎関係だと思えますけど、前の問題もありましたように、これは周りの人の、住民の理解ができているのか、いろいろあると思います。これ何割補助なのかをお願いしたいと思います。

それと 23 ページ、観光振興費で、火山ガス調査の費用が付いておりますが、この内容をよろしくお聞きしたいと思います。

それと、26 ページの委託料で、小学校の防犯カメラが付いておりますけど、各小学校あたりに大体何台ずつ付けるのか、どういうところに取り付けをするのか、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） まず 1 点目のご質問にお答えをさせていただきます。22 ページの畜産振興総合対策事業費でございます。いわゆる畜産クラスター事業でございますけれども、今回波野地区、それから旧阿蘇町的の石地区でございますけれども、2 つの事業体によりまして、新たに補助事業を活用いたしまして施設整備を行うということでございます。財源といたしましては、国の平成 29 年度補正予算によりまして、今回当該年度に実施するというところでございます。補助率については 2 分の 1 以内でございます、それぞれ酪農関係の施設の整備を予定されております。これまで畜産環境に対する部分で、地域の合意形成といったものが非常に難しい状況になっておりますけれども、今回、2 つの事業体が地元の

同意ということで、それぞれの関係区長のほうから同意をいただきまして、これについては集落の合意あたりもなされておりますけれども、覚書をそれぞれ組ませていただいております。そういう環境対策が必要な場合については、それぞれまた、事業体と市、それから地元が入りまして協議を行っていくという取り決め事項も網羅させていただいております。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） ガス調査の委託料についてご説明します。火口見学は、熊本城、この2つは熊本県の観光の2トップということで、火口が開いたということで、熊本城のほうも天守閣までは、天守閣の部分だけでも来年の国際スポーツに間に合わせたいということで頑張っておられます。阿蘇市の火口見学においても、今後相当外国人観光客もお見えになる予測です。それにおきまして、今後見通した安全性とか、利便性の向上を目指す必要がありますので、その前段として、まず安全性が大事ということで、状況を知ろうということになりました。それで、半年間にわたり火口周辺、広い範囲にちょうど火口の縁になりますけれども、なるべく置けるポイントに5、6箇所を今予定しております。二酸化硫黄と硫化水素の濃度調査をしまして、今、風向機が、既存の環境省が建てているものがありますので、その風向きと併せた調査結果を出していただいて、今後関係機関とそういった利便性・安全性について、協議の材料にしたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ご質問にありました防犯カメラについてお答えをいたします。

まず、何台設置かということでございますが、平均各学校5台ほど予定をしているところでございます。ただ、大きい規模のところ、それから小規模のところがありますので、当然4台になったり、6台になったりとなるかと思いますが、目安として1校5台ということで今調整を行っているところでございます。

それから、どういった場所に設置をするかということでございましたが、当然学校敷地内に入出入りする子どもさん、それから一般の方、保護者も当然確認をしますので、学校に入ってくる部分、それから当然、体育館あたりにつきましては避難所等にもなっておりますので、体育館の出入口、それから駐車場、運動場、そういった部分で学校の出入りが確認できる場所というところで屋外等を中心に設置をしたいということで考えております。

それと、当然、学校の子どもの出入りする部分、下駄箱あたりの部分に、室内に1台設置をしていくというところで考えているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

5番、園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 5番の園田でございます。

今、湯浅議員の質問にちょっと重複するんですけど、そのカメラが、録画あたりの、何ていいますかね、期間、大体どのぐらいの期間で映像が残せるのか。それを一つお聞きしたいと思います。

それと、28ページの社会体育施設一般工事のほうで、あぴか、一の宮運動公園等の照明

関係という話が出ております。そこをもう少し詳しく説明をお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今ご質問にありました録画の記録期間ということでございますが、今予定をしている機種につきましては、概ね1箇月程度の録画ができるところというところで調整をしているところでございます。

それから、体育施設の修理につきましては、体育館とあびかの電気工事、一の宮運動公園の電気工事ということでございます。キュービクル、それから分電盤等が老朽化しておりますので、当然そういった部分で突然ショートをするという部分がありますので、そういったところの改修というところで予定をいたしております。ちなみに、あびかのほうが電気施設の改修ということで200万円ほどを予定いたしております。それと、一の宮運動公園につきましては、キュービクル等も含めておりますので、700万円等を予定しているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

10番、大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） 10番、大倉です。

29ページの災害復旧費で、地域コミュニティの分と、それから自治公民館、かなり用途も増えておりますけれども、内容をお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） ただ今ご質問いただきました、地域コミュニティ施設等の再建支援事業補助金につきまして、今回1,100万円ほど計上しております。復興基金で2分の1補助ということでございましたが、それぞれ行政区のほうから上がってくる際に、やはり2分の1の自己負担のほうがとりまとめに少し時間がかかっているようでございまして、今回、12地区、今回上がってきております。車帰の菅原神社、他12、それから一番大きいものとしましては国造神社でございます。

それから、自治集会所再建支援事業につきましては、今回2地区上がってきております。片隅区公民館、それから跡ヶ瀬区公民館のほうで修繕工事を行っていくということで、2地区分を今回計上しているところでございます。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

8番、森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 21ページの節19交付金の各説明をお願いいたします。

それと、24ページの土木費の節15道路維持工事ですね。この分の説明、どこなのか、お願いいたします。

あと、もう一箇所は、27ページの地区公民館施設整備補助金ですね、これは何件あって、このあと、これが終わりますと、予算終わりますと、他に待っているところがあるのかというところをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） まず 1 点目でございます。21 ページの農業振興費の負担金補助及び交付金の内訳でございます。

まず、新規就農者支援事業補助金でございますが、今回 282 万 2,000 円の増額を行わせていただきまして、総額 732 万 2,000 円を予定させていただいております。市単独の支援事業ということで、平成 24 年から実施をしております。内容につきましては、単独融資等を活用いたしまして、国・県の補助金を使わずに単独で機械導入等をされる場合について、上限を 150 万円ということで限度額を設定させていただいております。今回 5 件分を計上させていただいております。内容については、農業機械、トラクター、ハウスの導入でございます。

それから 2 目でございます。農業経営力向上支援事業補助金でございます。集落営農組合の法人化に向けての県からの支援事業でございますが、今回事業主体が県ということでございまして、市を介さないということで、今回 40 万円を減額させていただいております。

それから、3 目以降でございますが、攻めの園芸生産対策事業費補助金でございます。3 段目から 6 段目、4 項目でございます。トマトとアスパラのハウス導入でございます。それから、アスパラとイチゴの灌水施設ということで、各々の生産組合で事業の採択を受けております。内容につきましては、風速 25m から 35m 未満の風に耐えうる耐風性ハウスを導入いたしまして、自然災害に左右されない安定的な農業経営ができることで、併せて農業所得の向上につながる事業でございます。それから、自動灌水ですが、導入による労働力の軽減と生産費の低減が図れることから、同じく農業所得の向上が見込まれる事業でございます。

それから、くまもと土地利用型競争力強化支援事業補助金でございます。集落営農組織から法人になった後のフォローアップを行う県の補助金でございます。

それから、産地パワーアップ事業補助金でございますが、J A 阿蘇が事業主体ということで、ソバの乾燥調整機械を導入されるものでございます。これまで J A さんの既存の大豆の乾燥調整機械をソバと兼用しておりましたが、収穫期が重複するというので、刈り遅れによる品質低下等が発生しておりましたので、今回ソバ専用の新たな施設を導入しまして、安定的な収量の確保や販売額の向上につなげていくという事業でございます。

失礼いたしました、先ほどくまもと土地利用型競争力強化支援事業でございますが、農事組合法人の機械導入の事業でございます。補助率 2 分の 1 以内で、トラクター、それからアタッチメントの導入でございます。大変失礼いたしました。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 続きまして、24 ページの道路維持費の節の工事請負費、道路維持工事でございます。場所はということでございますが、阿蘇一円に広がっておりまして、20 数箇所予定しております。内容としましては、側溝がないところに側溝を整備するということと、舗装が悪いところの改修ということでございます。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 27 ページの公民館費でございますが、負担金補助としまして



110万7,000円今回計上しております。こちらにつきましては、市の単独助成でございますが、地区でつくられております地区公民館、自治集会所の施設の整備の補助金でございます。修繕関係につきましては、3分の1補助ということで、最高が30万円としております。今回、5地区、上西河原、塩塚、小園、枳、永草公民館ということで5地区から修繕の申請が上がっておりますので、その3分の1以内の補助になります。よろしく願いいたします。公民館につきましては、災害とは関係ない修繕でございます。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 21ページの交付金のほうですね、これは負担が県とか市とか個人とか、その辺の配分はどうなっているんですか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 大変失礼いたしました。まず、3段目から6段目の攻めの園芸生産対策事業費補助金でございますが、県が3分の1以内、それから市が6分の1以内ということで、合わせまして2分の1以内を計上をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 4番、谷崎です。

12ページの旧黒川保育園の土地の売買について、どういう状況になっているかお尋ねします。以前は10年分割と聞いていたんですけども、現状どうなっているか、お尋ねします。

それと、12ページの旧教育委員会の跡地ですが、清水建設分と書いてありますけれども、これはいつ契約したのか。また、土地の契約ですからどういった条例、法律に基づいて議会を通さずに専決されたのか。その根拠法について説明をお願いします。

それと、この予算でいわゆるクラスター事業の裁判が起こっていると思いますけれども、その裁判費用が計上されていないんですが、裁判が始まったのか、始まっていないのか、何で上がっていないのか、そのことをお尋ねします。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） それでは、12ページの旧黒川保育園敷地売却収入でございます。旧黒川保育園につきましては、平成24年に民営化ということで、施設を無償譲渡して、土地については15年での賃借を組ませていただきました。これについては、ご説明をその当時やったと思いますが、最終的には賃借を15年支払った後には無償譲渡ということで設定をしたかと思っております。その施設をそのまま保育園として使っていただくということで契約をしたんですが、ご存知のとおり黒川保育園については新たなところに新設をされたということで、その目的が変わりました。ということで、YMCAの契約の法人のほうから、要は契約の内容が変わったということと、非保育施設なので課税の対象にも今後なってくるということで、やっぱり法人としてそのまま何も利用していない部分を賃借で借りているのはちょっとおかしいということで、法人のほうから買い上げをお願いしたいということで申し込み

がございました。そういうことで、今回、やっぱり市としても上物が黒川保育園のものでございますし、賃借を契約しているということで、随契の中で今回売却を考えております。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） 2点目のご質問にお答えをいたします。

清水建設に貸しました旧教育委員会の跡地でございますけれども、現在この用地につきましては行政財産ではございませんで、普通財産でございますので、阿蘇市普通財産売却及び貸付事務取扱要綱に基づいて貸し付けを行ったものでございます。契約につきましては、本年の7月の上旬でした。清水建設が滝室坂の道路工事をやっているんですけれども、とりあえず1期工事が3年間ということございましたので、契約期間も3年としております。ただ、会計上、賃借料については年度ごとに徴収するのが望ましいので、平成33年3月31日までの3年間といたしているところでございます。

○議長（藏原博敏君） ちょっとお待ちください。裁判に関することですので、所管じゃないと思いますが。総務課、財政、いかがですか。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） クラスター事業に伴います裁判関係につきましては、現在裁判進行中でございます。その裁判に関する費用につきましては、非常に急を要することもありましたので、予備費で対応させていただいております。予備費の流用額についてはちょっと今手持ち資料がございませんので、後ほど流用額を財政課長のほうから報告をさせたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 黒川保育園については、これで売買が終わって、完了という形で考えておけばいいということですか。

清水建設の賃貸借については、これ賃貸借契約書は公開するというか、私たちに見せていただくことはできるか、不動産屋が入って契約したのか、そのことをお尋ねします。

クラスター事業については、予備費からの対応というのは会計上おかしいんじゃないかと思うんですけど、予備費から出して何かの科目を出して、専決にしても議会に諮らないといけないと思いますし、急を要するといっても以前から話としてはわかっていた話なので、9月補正で上げないといけないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） 先ほど黒川保育園の話がありましたが、一応これで終わりにはなりますが、3年程度の転売禁止という項目を契約時点で載せていきたいと。ただし、公共性のある部分の貸し付け等については、この限りではないということの条文は入れていきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） 2点目と3点目のご質問にお答えしたいと思います。

2点目の契約書については、多分賃借料のことだと思うんですけれども、賃借料については評価額の4%ということで、1年間については約120万円の金額となっているところでござ

ざいます。すみません、公開できるかというご質問については、一部名称等で黒塗りになるかと思いますが、公開はできると思います。

3点目の訴訟費用については、訴えられた場合、その時期が確定できるわけではありませぬし、着手金等、お金を用意する必要がありますので、どうしても予備費の対応とならざるを得ないところではございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。3回目になります。

○4番（谷崎利浩君） 予備費を直接使っているんですかね。予備費から雑費に流用して、そして雑費から出さないといけないんじゃないんですかね。予備費は直接使っているんですか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） 予備費の使用については、当然予算の款項目を新たにちゃんとつくってからの執行となっております。予備費については、一応財政課長の権限ということで、緊急性のあるものについては、決裁の上、執行を行っているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

7番、市原正君。

○7番（市原 正君） 7番、市原です。

先ほどから五嶋議員の関連になりますけれども、19ページの阿蘇西小学校工事の件ですけれども、さらに増える見込みをしてこの工事をするというのですが、どれぐらいの規模まで対応できる状況になるのか。それと、あと他の地区でのこういった問題が出てくるのか。その辺について、答弁を求めたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） ご説明します。

まず、阿蘇西小学校につきましては、今現在が手狭ということで、見込みとは言いましたが、当然今2部屋を改修すれば十分まだ支援の受け入れは可能と考えております。目標は定めておりません。

それから他の施設についても、やはり一の宮のほうは給食センターを改修しまして、非常に立派なのができてますが、その他については学校体育館の2階を使ったりとかしていますので、やはり今後改修とか、新たな場所での運営ということは視野に入れております。ただ、今のところは、まず阿蘇西小学校から先ということで考えております。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

15番、古澤國義君。

○15番（古澤國義君） 先ほどのクラスター事業の中で、波野地区という話がありました。そこで気になるのが、できる予定地から150mに簡易水道の水源があります。来る人は一の宮の人だと思いますけれども、波野地区の人ではありません。その150m上に、同じ水源の上に、今、ボーリングをしてもう水が出ておりますけれども、そのことについてボーリングするにあたって、農政のほうとか、その水源と関連性があるので了解をしているのかと。もし、波野地区の水源のほうの水が出なくなったら、農政のほうで責任を持って水源を確保してくれるといいんですけれども、これは地下水のことですからわかりませんが、恐らく水

源が、水脈が一緒だと思います。その水脈の 150m 上に掘っていますので、ですから掘るときに区長さんの了解を得たとか、何をとか言いますけれども、地下水を掘る場合は、環境条例で定められておったと思います。その点がどうなっているのか。それから、水源については了解をしておるのか。その点、2 点をお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） ただ今の質問の地下水保全についてのことについてお答えいたします。

地下水保全条例でいきますと、飲料水、それと農業施設等の灌漑も含めて、その分については届出・許可等は対象外ということになっております。一応工場等で、地下水のある一定規模に対して届出、大きいものになると許可ということで、地下水保全審議会で検討するようになっておりますけれども、灌漑などの農業施設等については、一応対象外ということになっております。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 関係地区の了解についてでございますけれども、2 集落と事業者で覚書の締結をなされております。昨年末から集会や初寄りに事業者も出向かれまして、十分説明をされているということで聞いております。農業用水の提供につきまして、本覚書のほうで条文化されておまして、仮に農業用水が不足した場合でございますけれども、事業者が農業用水を無償で地域集落に提供して、その経費については事業者が持つという取り決め事項がございます。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 古澤國義君。

○15 番（古澤國義君） 農業用水兼飲料用水ですよ、水源が。あの水源を利用して、あの地域に全部簡易水道で配水しているんですよ。だから、区長さんたちは納得しているというけれども、他の住民の方々はひょっとすると 1 年もしたら水がなくなるんじゃないとか、そういう心配をする人たちが近ごろになって出てきたんですよ。だから区長さんが納得したと言うばってんが、今までのクラスター事業と一緒に、区長さんたちは勝手にということはないけれども、「ああ、それはいいことたい、はい、はい」というような形で調印をしとると思います。全部の部落民が納得しとるわけじゃない、3 部落。ですから、大事なことは、飲料水がもし不足したときは、市が、あなたたちが責任持ってくればいいんですよ、すぐにボーリングしてくればいいばってんが。だから言うように、農業用水ならお互いに共有してできますよということですけども、飲用水ですよ。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 飲用水につきましては覚書の条項に記載がございませんので、仮に疑義が生じた場合、それぞれ協議するという項目がございますので、こちらで対応してまいりたいと思います。当然ながら、市も環境対策等については十分監視も行いますし、調整も行ってまいりたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

9番、河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 9番、河崎です。

12ページの款の財産収入ですけれども、その中で旧上寿園跡地、この売却で予算が上っておりますけれども、こういう不稼働資産を売却するのは本当にいいことだと思っておりますけれども、225万1,000円となっておりますが、面積は全部ですかね。異常に安いなど私は思っておりますので、面積を尋ねます。

それともう一つは、12ページのほうであります。18ページ、老人保健措置費ですね、これが先ほど12ページで予算計上があってございましたけれども、施設数と人員ですね、これをお尋ねします。その中で一般財源が601万2,000円と、この財源の内訳をその他の財源と一般財源の内訳をちょっとお尋ねをいたします。

それと、谷崎議員が言われました弁護士費用については、それは予備費で使っても結構と思いますけれども、金額はいくらですかね。弁護士費用の金額はいくらですか。

○議長（藏原博敏君） 答弁の前にお諮りいたします。やがて12時になりますが、議案審議中のためこのまま続行したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、このまま続行いたします。

答弁をお願いします。

福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） それでは、12ページの旧上寿園の売り払いですけれども、これにつきましては全体の面積が7,191㎡ございます。今回は、駐車場としてお願いしたいということで、そのうち686.16㎡、約700㎡弱でございます。という金額になっております。この相手先につきましては、隣に運営をしております「つどい」の施設の職員の駐車場としてでございます。

それから、18ページの老人ホームの措置費でございます。現在、上寿園が50床満床になりました。これは、すべて阿蘇市の方でございます。それから、その他の施設として11施設、26名が入所されております。合わせて現在76名の入所ということでございます。

それから、財源につきましては、これについては交付税措置ということでございますので、はっきりした国からの補助金等はございません。一般的には約6割とか7割の措置があると聞いております。そういったことで、それから今回その他として入れてありますが、これについては個人負担、所得割に応じて、所得に応じて負担しています。ただ、入所者はすべて非課税の方、もしくは生活保護の方ということで、なかなか負担は多くは求められないということでございます。

○議長（藏原博敏君） まだ答弁があります。答弁どうぞ。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 先ほど谷崎市議のほうからもありました訴訟に要する費用、着手金等につきましては、誠に申し訳ありませんけれども、現在手持ちとして資料を持っておりません。予備費から農林水産業の畜産振興費のほうに予算は充用をさせていただいて、そ

ここで執行いたしておりますので、午後の会議で金額のほうは出させていただきますと思います。誠に申し訳ございません。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 18 ページに関係があると思いますけれども、今、本山課長から説明がありましたけれども、人員が76名となっておりますと思いますけれども、その中に平成24年の水害でよそに行かれた方々は何名帰られて、何名は帰っていないんですか。これをお尋ねします。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） すみません、資料のほうが持ち合わせませんが、大体当時、上寿園ができたときに35名程度おられたかと思います。その方々に一軒一軒お伺いして、新しい施設ができたから戻って来られませんかということでしたが、現在のところがいいということで残られる方もおまして、最終的にはこの26名の中の24名ぐらいだったと思います。2名の方については、どうしても身元引受人とか、身内の方が大津町とか菊陽町におるもので、近くの施設がいいということで上寿園じゃなくてその施設を利用したいという方がおりますので、そういった部分で、その他の施設が今回、今の現状は多いということでございます。

○議長（藏原博敏君） 他にございませんか。

18番、田中則次君。

○18番（田中則次君） 1点だけお尋ねをいたします。

20ページの環境政策費の中の専用水道施設整備事業補助金ということについて、具体的に説明をいただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） ただ今の質問にお答えいたします。

専用水道施設の整備補助金ということで、災害ではなく老朽化で、更新される地域の水道施設を改修する等の場合に、3分の1の補助ということでございます。ただ、補助の額の限度額が300万円までということで定めております。今回の対象の場所というのは、財政課長が説明しました妻子ヶ鼻のパークヒル等を予定しております。

○議長（藏原博敏君） 他に質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。この辺で午前中の会議をとどめたいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、午後の会議は午後1時から再開をいたします。

午後0時04分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

午後の議事に入ります前に、午前中に河崎議員から弁護士費用の額についての質疑がございましたが、予備費からの充用で支出の予算科目が農林水産業費で対応をしておりますことから、河崎議員の所管になるかと思われます。また、議題外と思われるので、本会議での答弁を控えさせていただきます。委員会のほうでお尋ねください。

それでは、議事に入ります。

#### 日程第 8 議案第 62 号 平成 30 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 8、議案第 62 号「平成 30 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

経済部観光課長の説明を求めます。

観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 別冊 2 をお願いいたします。

ただ今議題としていただきました議案第 62 号、平成 30 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について、ご説明します。

2 ページをお願いします。第 1 表で、款で 3 つの費目を補正しておりますけれども、予算の総額は変わらず、歳出予算の組み替えをしております。従いまして、歳出合計の欄の補正額の増減はゼロとなっております。

詳細は 4 ページをお願いします。歳出です。

款の観光施設費、目の公園道路及び売店管理費になります。節 12 役務費、トイレのくみ取り料になります。84 万円を今度計上しております。仮設トイレに設置している仮設トイレのくみ取り料が不足しましたので、84 万円を増額補正しております。

次の下の原材料費、これについては、公園道路の補修材、合材などを 12 万円分上げております。修繕費から組み替えております。

その下の観光振興費、目の観光振興費、節の委託料です。これは説明のほうを見ていただきたいんですが、仙酔峡周辺下刈り業務委託料 94 万 5,000 円を上げております。これにつきましては、本年度 2 回目の作業になります。震災以降、草刈をしておらず、仙酔峡のツツジの園地の部分になりますけれども、あそこは震災以降、5 月に一回立入規制を立ち入りの許可が出ましたので、そのときに業者さんも一緒に上がっていただきました。そしたら、ツツジの丈より草丈のほうが高くなっておりまして、もうこれはすぐ、即刈らないと夏とか秋まで延ばしたら手に負えないということで、即上がっていただいたときから 1 回目の作業をしていただいております。開通前にどうしてももう 1 回刈り取る必要がありますので、補正をするものです。

以上の 94 万 5,000 円の委託料が発生しましたので、不用となっております害虫駆除の負担金及び予備費のほうから充用しております。

以上、ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 9 議案第 63 号 平成 30 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 9、議案第 63 号「平成 30 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

土木部住環境課長の説明を求めます。

住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） お疲れさまです。ただ今議題としていただきました議案第 63 号、平成 30 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について説明をいたします。

別冊 3 の 1 ページをお願いいたします。第 1 条でございますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 88 万 1,000 円を減額しまして、歳入歳出それぞれ 7 億 790 万 9,000 円といたしております。

歳入歳出補正予算の内訳については、事項別明細で説明いたします。

6 ページをお願いいたします。歳入でございますが、款 1 分担金及び負担金、目 1 下水道受益者負担金につきましては、新規宅地開発等に伴いまして 317 万 8,000 円を追加し、735 万 4,000 円といたしております。

次の表の款 6 繰越金、目 1 繰越金につきましては、平成 29 年度の決算額の確定に伴いまして、既定の額から 2,045 万 9,000 円を減額しまして 454 万 1,000 円といたしております。

次の下の表、款 8 市債、目 1 下水道事業債につきましては、県ヒアリング等の結果に伴いまして、既定の額に 1,640 万円を追加いたしまして 1 億 7,590 万円といたしております。

7 ページをお願いいたします。歳出でございます。款 1 総務費、目 1 一般管理費の 70 万円の増額につきましては、新規の宅地開発等により受益者負担金の前納報奨金に充てるものでございます。

次の事業費、目 1 下水道事業費につきましては、起債対象の増に伴いまして財源変更をするものでございます。

これらによりまして、歳入歳出それぞれ 88 万 1,000 円を減額しまして 7 億 790 万 9,000 円といたしております。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 10 議案第 64 号 平成 30 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 10、議案第 64 号「平成 30 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。



ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました議案第 64 号、平成 30 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算につきましてご説明いたします。

資料につきましては、別冊 4 です。

1 ページをお願いいたします。第 1 条です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 1,491 万 3,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 38 億 748 万 1,000 円と定めております。

4 ページをお願いいたします。歳入でございます。款 1 国民健康保険税といたしまして、目 1 一般被保険者分、目 2 退職被保険者分といたしまして、合計 1,268 万 5,000 円を増額計上しております。6 月の本算定によりまして、平成 29 年度所得が確定したことにより、さらに本年度税率改正を行いました。この分を合わせて補正計上するものでございます。

次の段の款 10 繰入金です。目 1 一般会計繰入金といたしまして 500 万 8,000 円を増額しております。こちらにつきましては、低所得者に対する保険税軽減相当分を一般会計から繰り入れ、補填するものでございます。ちなみにこのうち 4 分の 3 につきましては、県負担分ということになっております。

款 11 繰越金といたしまして、平成 29 年度決算によりまして確定した繰越金ということで、1 億 9,722 万円を増額計上しております。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。2 段目ですが、款 9 諸支出金、目 7 療養給付費等負担金償還金といたしまして 9,510 万 3,000 円の増額となっております。こちらにつきましては、平成 29 年度精算によりまして、国庫負担金の超過交付分につきまして返還するものでございます。

続きまして、目 8 療養給付費等交付金償還金、こちらにつきましても平成 29 年度精算分といたしまして、診療報酬支払基金のほうに超過分を返還するものでございます。

下段の款 11 予備費といたしまして 1 億 1,506 万 2,000 円の増額ということで、合わせて 1 億 4,506 万 2,000 円の予備費を確保することができました。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 11 議案第 65 号 平成 30 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 11、議案第 65 号「平成 30 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました議案第 65 号、平成 30 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算につきましてご説明いたします。

別冊 5 の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条です。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 億 1,861 万 3,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 35 億 8,579 万 6,000 円と定めております。

5 ページをお願いいたします。歳入につきましては、款 9 繰越金といたしまして、平成 29 年度決算によりまして確定しました繰越金といたしまして 2 億 1,861 万 3,000 円の増額計上としております。

6 ページをお願いいたします。歳出です。下段の款 4 基金積立金といたしまして、目 1 介護給付費準備基金積立金といたしまして 5,000 万円の増額としております。先ほど歳入の繰越金 2 億 1,000 万円余り増額補正とさせていただいておりますが、このうち、次のページでご説明いたしますが、平成 29 年度精算分といたしまして合計 1 億 6,000 万円ほど支出を予定しております。その差引で 5,000 万円を基金として積み立てるものでございます。

7 ページをお願いいたします。款 7 諸支出金といたしまして、目 2 償還金といたしまして 1 億 1,346 万 4,000 円を増額しております。こちらにつきましては、平成 29 年度決算によりまして、国及び県及び診療報酬支払基金の負担金を精算するもので、超過交付分を本年度返還するものでございます。

続きまして、目 1 一般会計繰出金といたしまして 4,871 万 7,000 円増額計上しております。こちらにつきましては、平成 29 年度阿蘇市負担分ということで精算するものでございます。一般会計へ繰り出すこととしております。

説明につきましては、以上です。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

## 日程第 12 議案第 66 号 平成 30 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 12、議案第 66 号「平成 30 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました議案第 66 号、平成 30 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきましてご説明いたします。

別冊 6 の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条です。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 786 万 8,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 4 億 2,992 万 8,000 円と定めております。

4 ページをお願いいたします。歳入につきましては、平成 29 年度決算によりまして確定しました繰越金 786 万 8,000 円の増額計上としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。款 2、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして 605 万 5,000 円を増額しております。平成 29 年度精算分として計上するものでございます。

続きまして、款 4 諸支出金、目 1 一般会計繰出金といたしまして 181 万 5,000 円の増額分につきましては、平成 29 年度阿蘇市負担分を精算するもので、一般会計へ繰り出すものでございます。

説明につきましては以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 13 議案第 67 号 平成 30 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について

日程第 14 議案第 68 号 平成 30 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について

日程第 15 議案第 69 号 平成 30 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） お諮りいたします。日程第 13、議案第 67 号「平成 30 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について」、日程第 14、議案第 68 号「平成 30 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」、日程第 15、議案第 69 号「平成 30 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」につきましては、一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。従って、日程第 13、議案第 67 号、日程第 14、議案第 68 号、及び日程第 15、議案第 69 号については、一括して議題とすることに決定いたしました。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（山口貴生君） ただ今一括議題としていただきました議案第 67 号から議案第 69 号までについて、順に説明をいたします。

はじめに、別冊 7 をお願いいたします。平成 30 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算についてでございます。

1 ページをお願いいたします。

第 1 条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 701 万 8,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 3,042 万 6,000 円といたしております。

4 ページをお願いいたします。歳入でございます。この歳入につきましては、財産区の平成 29 年度の決算によりまして繰越金が確定いたしましたので、補正を行っているものでございます。

はじめに、款 5 の繰越金のほうを見ていただきたいと思います。目 1 繰越金として、平成 29 年度の決算による繰越金は 1,047 万 7,000 円でございます。款 4 繰入金にこのうちの 345 万 9,000 円を基金として戻すものでございます。

5 ページをお願いいたします。歳出でございます。繰り越しの 1,047 万 7,000 円のうち 345 万 9,000 円の基金への繰り戻しのほかの 701 万 8,000 円については、節 15 の工事請負費に 500 万円、節 28 繰出金に 201 万 8,000 円を計上いたしているところでございます。この工事請負費については、敷設管とか給水箇所増加に伴いまして、500 万円の増額を行っているところでございます。

次に、別冊 8 をお願いいたします。議案第 68 号、平成 30 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算についてでございます。

1 ページをお願いいたします。

第 1 条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 278 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 1,558 万 3,000 円といたしております。

4 ページをお願いいたします。歳入でございます。款 5 繰越金、目 1 繰越金につきましては、平成 29 年度の決算によりまして平成 30 年度への繰越金が確定いたしましたので、278 万円の増額補正を行っております。

5 ページをお願いいたします。歳出でございます。款 4 水道管理費、目 1 水道管理費、繰り越しました 278 万円につきましては、節 15 工事請負費に増額計上いたしております。この増額については、古城財産区では管の敷設替えを行っているんですけれども、延長の 500 m を 700 m と延ばして敷設替えを行うところでございます。

次に、別冊 9 をお願いいたします。議案第 69 号、平成 30 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算についてでございます。

1 ページをお願いいたします。

第 1 条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,198 万 8,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 3,046 万 8,000 円といたしております。

4 ページをお願いいたします。歳入でございます。款 5 繰越金、目 1 繰越金につきましては、平成 29 年度の決算によりまして繰越額が確定をいたしましたので、1,198 万 8,000 円の増額補正を行っているところでございます。

5 ページをお願いいたします。歳出でございます。繰り越しました 1,198 万 8,000 円のうち 1,000 万円については、目 1 財政調整基金費のほうに積み立てを行います。残りしました 198 万 8,000 円については、款 6 予備費、目 1 予備費のほうに繰り入れを行いまして、予備費の総額は 303 万 5,000 円となるところでございます。

説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、議案第 67 号、議案第 68 号、及び議案第 69 号についての質疑を終わります。

#### 日程第 16 議案第 70 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

○議長（藏原博敏君） 日程第 16、議案第 70 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更

について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○**経済部長（吉良玲二君）** それでは、ただ今議題としていただきました議案第 70 号、旧慣による公有財産の使用権の一部変更について、説明させていただきます。

まず提案理由でございますが、本件は旧慣による公有財産の使用権の一部を変更したいので、地方自治法第 238 条の 6、第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案集の 23 ページと 24 ページをお願いいたします。24 ページの地図につきましては、赤ボツのところが申請箇所でございます。

それでは、中身を説明させていただきます。所在地は、熊本県阿蘇市一の宮町中通字北山 2796 の 1 の一部でございます。地目は、市有原野でございます。地積につきましては 25 ㎡、申請者につきましては福岡県中央区の KDD I 株式会社福岡テクニカルセンター様でございます。目的といたしまして、携帯電話基地局の建設。期間につきましては、平成 30 年 10 月 1 日から平成 40 年 3 月 31 日まででございます。使用料は、19 万円でございます。これにつきましては、年間使用料を 2 万円としておりますが、今年度につきましては、ご承認後 10 月からの契約となりますので、半年分ということで 1 万円になります。

あと詳細につきましては、平米 800 円の契約でございます。入会権利者といたしましては、井手牧野組合様。それと、分収割合につきましては、牧野組合が 85%、財産管理組合が 13%、阿蘇市が 2%となっております。

以上、ご審議よろしくをお願いいたします。

○**議長（藏原博敏君）** これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○**議長（藏原博敏君）** 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 17 議案第 71 号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○**議長（藏原博敏君）** 日程第 17、議案第 71 号「熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

○**市民部長（宮崎 隆君）** ただ今議題とさせていただきました議案第 71 号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、ご説明いたします。

議案集の 25 ページをお願いいたします。

まず、26 ページの提案理由でございますが、本件は、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更したいので、地方自治法第 291 条の 11 の規定により、構成市町村の議会におきまして同文議決を求めるものであります。

内容につきましては 27 ページ、28 ページの新旧対照表をご覧ください。

まず、27 ページの第 7 条第 1 項でございます。今までは議員の定数が 32 名でございましたが、変更後は各構成市町村 1 名の 45 名とするものでございます。

第2項につきましては、今まで市町村長、それと市議会議員、町村議会議員の人数が定められておりましたが、今回はその分が削除されております。あくまでも、構成市町村長または議会の議員により組織すると改められております。

次に、第8条につきましては、各構成市町村の議会において1人を選挙するというようになっております。この選挙というのは、指名推薦も含まれます。

28ページをお願いいたします。第9条第1項でございますが、広域連合議員の任期につきましては、これまで2年と定められておりました。今回は、それぞれの構成市町村長または議会議員の任期によるということに改正されております。なお、阿蘇市の場合は、来年の2月10日が任期でございます。この分につきましては2月14日から施行をされますので、若干の空白期間については、広域連合事務局の了解を得ております。

今後の日程につきましては、市長及び議会事務局との協議により進めさせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。これをもって、本日は散会をいたします。お疲れでした。

午後 1 時 29 分 散会